

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p>																				
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="167 909 769 958">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 958 529 1294">2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付</td> <td data-bbox="529 958 769 1294">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1294 529 1682">3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、<u>産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室</u>、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び競馬改革推進室の職員（室長並びに政策監及び調整監の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="529 1294 769 1682">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1682 529 2018">4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</td> <td data-bbox="529 1682 769 2018">首席調査監、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、政策監、調整監又は出納指導監</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="167 2018 769 2063">[略]</td> </tr> </table>	[略]		2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	[略]	3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、 <u>産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室</u> 、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び競馬改革推進室の職員（室長並びに政策監及び調整監の担当区分にある職員を除く。）	[略]	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	首席調査監、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、政策監、調整監又は出納指導監	[略]		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="852 909 1453 958">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 958 1214 1294">2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、<u>首席 I L C 推進監</u>、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付</td> <td data-bbox="1214 958 1453 1294">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 1294 1214 1682">3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、<u>国体室</u>、<u>廃棄物特別対策室</u>、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び競馬改革推進室の職員（室長並びに政策監、<u>I L C 推進監</u>及び調整監の担当区分にある職員を除く。）</td> <td data-bbox="1214 1294 1453 1682">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="852 1682 1214 2018">4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</td> <td data-bbox="1214 1682 1453 2018">首席調査監、<u>首席 I L C 推進監</u>、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、政策監、<u>I L C 推進監</u>、調整監又は出納指導監</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="852 2018 1453 2063">[略]</td> </tr> </table>	[略]		2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、 <u>首席 I L C 推進監</u> 、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	[略]	3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、 <u>国体室</u> 、 <u>廃棄物特別対策室</u> 、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び競馬改革推進室の職員（室長並びに政策監、 <u>I L C 推進監</u> 及び調整監の担当区分にある職員を除く。）	[略]	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	首席調査監、 <u>首席 I L C 推進監</u> 、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、政策監、 <u>I L C 推進監</u> 、調整監又は出納指導監	[略]	
[略]																					
2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	[略]																				
3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、 <u>産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室</u> 、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び競馬改革推進室の職員（室長並びに政策監及び調整監の担当区分にある職員を除く。）	[略]																				
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	首席調査監、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、政策監、調整監又は出納指導監																				
[略]																					
[略]																					
2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、 <u>首席 I L C 推進監</u> 、参事、技術参事、特命参事（室に置かれる特命参事を除く。）、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、出納指導監、部付及び局付	[略]																				
3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、 <u>国体室</u> 、 <u>廃棄物特別対策室</u> 、医師支援推進室、雇用対策・労働室及び競馬改革推進室の職員（室長並びに政策監、 <u>I L C 推進監</u> 及び調整監の担当区分にある職員を除く。）	[略]																				
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	首席調査監、 <u>首席 I L C 推進監</u> 、総括課長、調査監、報道監、総務事務センター所長、政策監、 <u>I L C 推進監</u> 、調整監又は出納指導監																				
[略]																					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。